

平成 29 年 1 月 19 日

ご契約者 各位

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

## 平成 29 年 4 月 1 日以降始期契約の自賠責保険料の改定について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 29 年 1 月 19 日に政府の自賠責保険審議会が開催され、平成 29 年 4 月 1 日以降始期契約について、自賠責保険料の改定を実施することが決定しましたので、下記のとおりご案内させていただきます。

敬 具

記

### 1. 保険料改定の概要について

■平成 29 年 4 月 1 日以降始期契約より、自賠責保険料を全車種平均で▲6.9%引き下げます。  
(ただし、改定率は保険期間・車種等により異なり、一部引上げとなる場合があります。)

■平成 28 年度料率検証の結果、昨年度の検証結果に続いて実績損害率が予定損害率を下回っており、且つその黒字幅（実績損害率と予定損害率との乖離幅）が拡大していることが確認されました。今後も同様の収支状況が継続することが見込まれること等を踏まえ、平成 29 年 4 月からの保険料改定が決定しました。

#### 【保険料例（本土）】

■自家用乗用車の 2 年（24 か月）契約の場合

現行保険料 27,840 円⇒改定保険料 25,830 円（▲2,010 円の引下げとなります）

■自家用軽四輪乗用車の 2 年（24 か月）契約の場合

現行保険料 26,370 円⇒改定保険料 25,070 円（▲1,300 円の引下げとなります）

### 2. 平成 29 年 4 月 1 日以降始期契約の取扱いについて

■ご契約手続きを留保いただいている平成 29 年 4 月 1 日以降始期の自賠責保険契約のお手続きは、平成 29 年 2 月 1 日より改定後の保険料でお手続きが可能となります。

■ご契約手続きの留保期間中（平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 1 月 31 日までの間）に、現在の保険料でご契約された場合は、後日弊社営業店にお越しいただき、差額保険料をご精算いただくこととなります。

以 上